

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 18/2565
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนในพื้นที่ระเบียงเศรษฐกิจพิเศษ
非公式訳
投資委員会布告
第 18/2565 号
件名：特別経済回廊における投資奨励措置

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

特別経済回廊におけるターゲット産業クラスターへの投資を増加させ、民間企業の人材開発や技術およびイノベーションの研究開発への参加を促進するため、投資委員会は、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、第 31/1 条、および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 特別経済回廊地域は、下記の通りに特別経済開発区政策委員会が定めた特別経済回廊に立地する県を指定し、投資奨励区とする。

- (1) 北部経済回廊 (Northern Economic Corridor: NEC-Creative LANNA) はチェンライ県、チェンマイ県、ランプーン県、ランパン県からなる。
- (2) 北東部経済回廊 (Northeastern Economic Corridor: NeEC - Bioeconomy) はナコーンラーチャシーマー県、コーンケン県、ウドンターニー県、ノンカーイ県からなる。
- (3) 中西部経済回廊 (Central-Western Economic Corridor: CWEC) はアユタヤ県、ナコーンパトム県、spanburi 県、カンチャナブリ県からなる。
- (4) 南部経済回廊 (Southern Economic Corridor: SEC) はチュムブーン県、ラノーン県、スラータニー県、ナコーンシータマラート県からなる。

第 2 項 下記の通りに特別経済回廊におけるターゲット産業クラスターを定める。

- (1) 北部経済回廊は、農業・食品産業、デジタル産業、創造産業、観光業・ウェルネスツーリズムである。
- (2) 北東部経済回廊は、農業・食品産業、バイオ産業である。
- (3) 中西部経済回廊は、農業・食品産業、電気・電子産業である。
- (4) 南部経済回廊は、農業・食品産業、バイオ産業、観光業・ウェルネスツーリズムである。

第 3 項 特別経済回廊におけるターゲット産業クラスターの対象業種は、A1+、A1、A2、A3 及び A4 グループに該当する農業・食品産業、バイオ産業、電気・電子産業、デジタル産業、創造産業、観光業・ウェルネスツーリズムの事業とする。但し、巻末の業種表に基づき、事業所の立地が不明確な事業や特別経済回廊に立地する県以外だという事業所の立地条件がある事業など、投資委員会事務局が定めた通りに本措置に基づく恩典が付与されない特別措置のある業種は対象外とする。

第 4 項 第 3 項に基づく対象事業に対する恩典および条件は下記のように定める。

4.1 第 4.1.1 項および第 4.1.2 項に基づき行うプロジェクトの場合、追加で下記の恩典のいずれかが付与される。

4.1.1 人材開発の場合

恩典

- (1) A1+ グループの事業に対し、追加で法人所得税を 2 年間免除する。
- (2) A1、A2、A3 および A4 グループの事業に対し、法人所得税免除期間終了後、投資による純利益を対象とし、さらに 3 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

条件

職業統合学習 (WiL) プロジェクト・デュアル職業訓練プロジェクト・協同教育プロジェクトとの協力、または投資委員会が同意したタイ人人材開発のための協力など定められた形態の協力を教育機関と有すること。また、職業訓練に学生を受け入れる協力計画を提出すること。なお、職業訓練に参加する学生の数は投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員の 10%以上、または 40 人以上のいずれか少ない方であること。

4.1.2 技術およびイノベーションの研究開発の場合

恩典

- (1) A1+ グループの事業に対し、追加で法人所得税を 2 年間免除する。
- (2) A1、A2、A3 および A4 グループの事業に対し、法人所得税免除期間終了後、投資による純利益を対象とし、さらに 3 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

条件

技術およびイノベーションの研究開発（自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発）への投資もしくは支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1%以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方であること。

なお、本措置に基づく職業訓練を受ける学生人数または技術およびイノベーションの研究開発への投資もしくは支出を利用し、他の措置と恩典の重複申請ができないものとする。

4.2 第 4.2.1 項および第 4.2.2 項に基づく地域にプロジェクトが立地する場合、追加で下記の恩典のいずれかが付与される。

- 4.2.1 奨励されているまたは投資委員会が同意した科学技術パークにプロジェクトを立地する場合は、科学技術パークにおける投資奨励措置に基づく恩典を付与する。
- 4.2.2 奨励されている工業団地または工業区にプロジェクトを立地する場合は、工業用地開発のための追加恩典を付与する。
- 4.3 第4.1項および第4.2項の基準および条件に従うプロジェクトに対し、並行的に追加の法人所得税の恩典を付与することができる。

第5項 付与される法人所得税免除の恩典が合計8年間を超えるプロジェクトは、追加で第35(1)条に基づく法人所得税減税の恩典が付与されない。

尚、仏暦2566年(2023年)1月3日より有効とする。

発布日：仏暦2565年(2022年)12月8日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
(プラユット・チャンオーチャー)
首相
投資委員会委員長

特別経済回廊における投資奨励措置に基づく
ターゲット産業クラスターの対象業種表

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
(1) 農業・食品産業クラスター	
1.1.1.1 商用材木の植林	<ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接地で 50 ライ以上を有すること。 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、王立森林局発行または王立森林局に委ねられた機関発行の植林プランテーション登録の証明書を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証の証明書を取得すること。 3. 操業開始期限日までに、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC)、森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification: PEFC)、またはその他同等の規格など、適切な森林管理規格の認証を取得すること。
1.1.1.2 エネルギー作物の植林	<ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接地で 50 ライ以上を有すること。 2. 操業開始期限日までに、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC)、森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification: PEFC)、またはその他同等の規格など、適切な植林管理規格の認証を取得すること。
1.1.2 動物の繁殖または飼育	<ol style="list-style-type: none"> 1. 繁殖プロセスを有すること。 2. 最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、換気システム、自動給水給餌システム、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システム、および環境への影響を予防・軽減するシステムなど。 3. トレーサビリティ (Traceability) システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有すること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	4. 操業開始期限日までに、農業生産工程管理（Good Agricultural Practice：GAP）、またはその他同等の規格など、畜産管理規格の認証を取得すること。
1.1.3 屠殺	1. 最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、異物検査など。 2. トレーサビリティ（Traceability）システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有すること。 3. 操業開始期限日までに、適正製造規範（Good Manufacturing Practice：GMP）、またはその他同等の規格など、屠殺場向けの規格の認証を取得すること。
1.1.4 深海漁業	法人所得税免除の恩典を使用する前に、水産局発行のタイ国水域外における漁業許可書を取得すること。なお、操業開始期限日までに許可書を取得すること。
1.2.1.1 有機澱粉の製造（Organic Starch or Organic Flour）	操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟（International Federation of Organic Agriculture Movements：IFOAM）、カナダ有機制度（Canada Organic Regime：COR）、国家有機プログラム（The National Organic Program：NOP）、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。
1.2.1.2 加工澱粉（Modified Starch）または特殊な植物からの製粉	
1.2.1.3 生澱粉の製造（Native Starch or Native Flour）	1. 水の再利用、大気汚染防止などの環境に配慮した技術を用いること。 2. 操業開始期限日までに ISO 14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。
1.2.2 植物または動物からの油脂の製造	
1.2.3 皮革なめしままたは皮革仕上げ	1. 環境にやさしい技術を使用すること。例えば、化学薬品の使用削減、あるいは、酵素や生体触媒（Biological Catalyst）を化学薬品の代わりに用いることなど。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	2. 皮革なめし事業を行う場合は、工業団地、奨励された工業区、および工業法 30 条に従う皮革なめし産業の工業区に立地しなければならない。なお、事業拡大、または産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) における奨励事業の場合は、既存の場所に立地することを認める。ただし、環境負荷の削減対策を有すること。
1. 2. 4. 1 天然ゴムからの製品の製造	1. 輪ゴム、風船、ゴムリングを奨励対象外とする。 2. 原材料として使用される天然ゴムの量は、プロジェクト内の原材料使用量の 51% 以上であること。
1. 2. 4. 2 基礎ゴム加工	
1. 2. 5 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、食品調合物 (Food Ingredients)、または栄養補助食品 (Dietary Supplement) の製造	砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。
1. 2. 6. 1 健康強調表示 (Health Claim) のある食品の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA)、またはその他同等の機関により健康強調表示の承認を取得すること。
1. 2. 6. 2 新規食品 (Novel Food) の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA)、またはその他同等の機関により新規食品を登録すること。
1. 2. 6. 3 有機食品 (Organic Food) の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	<p>びその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。</p> <p>2. 操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟 (International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM)、カナダ有機制度 (Canada Organic Regime: COR)、国家有機プログラム (The National Organic Program: NOP)、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。</p>
1. 2. 6. 4 医療食品 (Medical Food) の製造	<p>1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜き炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。</p> <p>2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA)、またはその他同等の機関により医療食品を登録すること。</p>
1. 2. 8. 1 ペット用療法食の製造	<p>1. 操業開始期限日までに、特別管理動物用飼料のペットフード類のペット用療法食として、またはその他同等の規格で登録をすること。</p> <p>2. 操業開始期限日までに、ISO 22000、または世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative: GFSI) が認証した規格など、食品安全管理システム規格の認証を取得すること。</p>
1. 2. 8. 2 食品安全規格の認証を取得した動物用飼料または飼料成分の製造	操業開始期限日までに、ISO 22000、または世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative: GFSI) が認証した規格など、食品安全管理システム規格の認証を取得すること。
1. 2. 8. 3 国際規格の認証を取得した動物用飼料または飼料成分の製造	操業開始期限日までに、害分析重要管理点 (Hazard Analysis and Critical Control Points : HACCP)、適正製造規範 (Good Manufacturing Practice : GMP) など、国際規格の認証を取得すること。
1. 2. 11. 1 高度な抽出技術を使用した天然エキスの製造、または同プロジェクトの継続で	同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとし

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
の高度な抽出技術を使用した天然エキスからの製品の製造	てタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。
1. 2. 11. 2 天然エキスの製造、または同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造	同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。
1. 2. 11. 3 天然エキスの抽出プロセスを有しない天然エキスからの製品またはハーブ製品の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。 2. 操業開始期限日までに、適正製造規範 (Good Manufacturing Practice : GMP) など、ハーブ製品製造工場向けの規格の認証を取得すること。
1. 3. 1 植物または動物の品種改良 (バイオテクノロジー事業の範囲外の場合)	農業・協同組合省の政策によるセンシティブ項目に該当する植物の品種改良は、登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が保有すること。
1. 3. 2. 1 自社でシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有し、かつ機械・設備を製造する現代農業の機械・設備および現代農業システムの製造またはサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 状態探知及び追跡システム、関連資源 (水・肥料・薬品) の使用制御システム、およびスマート温室システムなど、現代農業システムを製造すること。 2. データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理する自社でシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有すること。なお、自社で行えない場合は、タイ国内の開発者委託の支出を操業予定日の前に 1,000 万バーツ以上有すること。 3. 委員会が同意した部品成形、組み立て、および/またはエンジニアリングデザインの工程を有する現代農業システム向けの機械・設備を製造すること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	4. 情報技術開発及び工学分野の人員給与費用が年間最低 150 万バーツ以上または投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。
1. 3. 2. 2 システム、ソフトウェア またはプラットフォームの設計を有するが、自社で機械・設備を製造しない現代農業の機械・設備および現代農業システムの製造またはサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 状態探知及び追跡システム、関連資源（水・肥料・薬品）の使用制御システム、およびスマート温室システムなど、現代農業システムを製造すること。 2. データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理する自社でシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有すること。なお、自社で行えない場合は、タイ国内の開発者委託の支出を操業予定日の前に 1,000 万バーツ以上有すること。またタイ国内の開発者委託の支出は法人所得税免除対象金額とする。 3. 外部業者からの機械・設備の調達または外部業者への製造委託を行い、現代農業システムとして自社でシステム集積方式で組み立てること。 4. 情報技術開発及び工学分野の人員給与費用が年間最低 150 万バーツ以上または投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。
1. 3. 2. 3 現代農業システムのサービス	委員会が同意した、状態探知及び追跡システム、（関連資源（水・肥料・薬品）の使用制御システム、およびスマート温室システムなど、現代農業システムのサービスを提供すること。
1. 3. 3 植物工場（Plant Factory）	委員会が同意した、閉鎖的な空間で特別に設計された施設内にて植物を栽培し、物理的環境制御、ならびに生物的環境制御において栽培環境制御システムを設置すること。
1. 4. 1 バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料およびバイオ除草剤・殺虫剤	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料は、農業局（Department of Agriculture）に登録し、商用肥料製造許可証を取得すること。なお、操業開始期限日までに登録し、許可証を取得すること。 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、バイオ除草剤・殺虫剤は、農業局（Department of Agriculture）に登録し、第 2 種危険物取扱届出受理書を取得すること。なお、操業開始期限日までに登録し、届出受理書を取得すること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
1. 4. 3. 1 高度技術を使用する農産物 および農産品の品質選別お よび保存	果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、 核磁気共鳴 (Nuclear Magnetic Resonance) 、X線 システムなどの高度技術を使用すること。
1. 4. 3. 2 近代技術を使用する農産 物および農産品の品質選別 および保存	1. 種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅 処理、種子コーティング、ガス置換包装 (Modified Atmosphere Packaging: MAP)、雰囲気 制御包装 (Controlled Atmosphere Packaging: CAP)、低温貯蔵 (Cold Storage)、冷凍 (Freezing) などの近代技術を使用すること。 2. 米の品質選別を奨励対象外とする。
1. 4. 4. 1 自然冷媒 (Natural Refrigerants) を使用する 場合の冷蔵・冷凍倉庫、ま たは冷蔵・冷凍倉庫および 冷蔵・冷凍運輸	システム内の冷媒使用量の 49%以下の割合でアンモ ニアの使用を許可し、自然冷媒を使用すること。
1. 4. 5 農産物取引センター	1. 土地面積は 50 ライ以上であること。 2. 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるい はサービスであり、中に農産品の展示場あるいは 取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有するこ と。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供す ること。
1. 4. 6 デジタル農産物ショッピン グセンター	1. 登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が 保有す ること。 2. 農家や事業者へのサービス提供のためのプラッ トフォームおよび農産物品監視・ 品質管理シス テムを有すること。また、 プロジェクトで使用 されるソフトウェア またはプラットフォームを 開発するためにタイ国内での開発プロセスまたは タイ国内における外注を行わなければならない。 3. B2B (企業間取引) 形態でのみ農産物を販売す ること。 4. トレーサビリティ (Traceability) システムまた は委員会が同意したその他同等のトレーサビリ ティシステムを有し、および品質試験のための実験 室などの品質検査プロセスを有すること。
7. 2. 3. 6 農業および食品産業の工 業団地または奨励対象地区	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有する こと。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	<p>2. 総面積は 200 ライ以上であり、工業用の面積が総面積の 60%以上 75%以下でなければならない。</p> <p>3. 農業、農産品加工、食品、農産物や農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物を主原料として使用する企業の事業所、ならびに科学技術や人材育成の支援サービスである面積は、全ての事業所の面積の 80%以上でなければならない。</p> <p>4. プロジェクトに以下のサービスおよび施設を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実験室・試験室 - 農業または食品の知識に関する教育育成機関 - 適切かつ標準的なインフラストラクチャ、または委員会が同意した詳細通りのもの
(2) バイオ産業クラスター	
1. 2. 9 農産品、農業の副産物あるいは残り屑からの製品あるいはパッケージ、または農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物からの原材料からの製品の製造	
1. 2. 10. 1 農産品からの燃料または医療用アルコール (Pharmaceutical Grade) の製造	
1. 2. 10. 2 農産品から発生したスクラップあるいは廃棄物からの燃料の製造	バイオマスの液体燃料化(Biomass to Liquid: BTL)、廃水からの天然ガス、使用済植物油からのバイオディーゼルなど、農産品から発生したスクラップあるいは廃棄物からの燃料の製造であること。
1. 2. 10. 3 圧縮バイオマス固形燃料の製造	
1. 5. 1. 1 バイオプラスチックの製造または同一プロジェクトで成形したバイオプラスチック製品の製造	操業開始期限日までに、TIS 2734 (タイ工業規格)、ISO 16620、またはその他同等の国際規格など、バイオプラスチック規格の認証を取得すること。
1. 5. 1. 2 バイオプラスチック製品の製造	1. 操業開始期限日までに、TIS 2734 (タイ工業規格)、ISO 16620、またはその他同等の国際規格など、バイオプラスチック規格の認証を取得すること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	2. バイオプラスチックを使用した成形工程を有すること。
1.5.2 生物化学製品の製造 (Biochemicals)	1. 農産物、農産加工物、バイオマス原料、農産加工物の廃棄物または副産物からの材料を重量の51%以上使用すること。 2. 混合や稀釈工程のみを有するプロジェクトは奨励しない。 3. 操業開始期限日までに、OECD 化学物質試験ガイドライン、試験番号 301: 易生分解性 (OECD Guidelines for the Testing of Chemical, Test No. 301: Ready Biodegradability) など、国際規格に沿った生分解性 (Readily Biodegradability) の試験または認定を取得すること。
1.5.3.1 バイオテクノロジーを使用した植物、動物、微生物の育種	
1.5.3.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の製造	
1.5.3.3 バイオテクノロジーを使用した医療、農業、食品、環境の診断キットの製	
1.5.3.4 製造に微生物、植物、動物の細胞を使用した分子生物学、生物学的活性物質の製造	
1.5.3.5 バイオ製品の製造のための、研究開発、実験、品質検査・管理に用いられる原材料および/または必要資材の製造	
1.6 バイオテクノロジー (Biotechnology) 開発	1. 委員会が同意した、製造工程またはサービス提供の基盤となる重点技術開発工程を有すること。 2. 委員会が定めた教育機関又は研究機関との協力形態で技術移転をすること。(例: 技術研究コンソーシアム)
(3) 電気・電子産業クラスター	

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
<p>4.1 電子設計</p> <p>例：マイクロエレクトロニクス、光エレクトロニクス、組み込みシステム</p>	<p>1. 電子設計人員の給与費用が年間最低 150 万パーツ以上かつ新規雇用、または投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万パーツ以上であること。</p> <p>2. 被奨励事業に直接関連する製品またはサービスの販売に対する法人所得税免除の恩典使用の申請書を提出する際に次のいずれか一つの証拠が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 被奨励事業に直接関連する製品またはサービスの特許。 - 国立科学技術開発庁または各製品またはサービスの関連機関によって発行されたプロジェクトの電子設計であることを示す製品またはサービスの証明書
<p>4.2.2.1 大規模投資となる半導体および集積回路の製造または試験</p>	<p>1. 半導体および集積回路の部品の製造または試験を行うこと。（Wafer Grinding、Sawed Dice、Wafer Testing、IC Testing、IC Module など製造工程の間に発生するまたは製造工程を有する製品を含む）</p> <p>2. 集積回路（Integrated Circuit）の製造および試験に使用される既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p> <p>3. 製造または試験に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が 15 億パーツ以上であること。</p>
<p>4.2.2.2 半導体および集積回路の製造または試験</p>	<p>1. 半導体および集積回路の部品の製造または試験を行うこと。（Wafer Grinding、Sawed Dice、Wafer Testing、IC Testing、IC Module など製造工程の間に発生するまたは製造工程を有する製品を含む）</p> <p>2. 集積回路（Integrated Circuit）の製造および試験に使用される既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p>
<p>4.2.3.1 大規模投資となる表面実装デバイス（Surface Mount Device）タイプの受動部品の製造</p>	<p>製造に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が 15 億パーツ以上であること。</p>

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
4.2.3.2 表面実装デバイス (Surface Mount Device) タイプの受動部品の製造	
4.2.3.3 スルーホールデバイス (Through Hole Device) タイプの受動部品の製造	
4.2.4.1 高密度相互接続 (High Density Interconnect) の プリント基板 (Printed Circuit Board) の製造	委員会が同意した機械投資および製造工程を有すること。
4.2.4.2 大規模投資となるフレキシブルプリント基板、多層 プリント基板またはその部 品の製造	製造に使用される機械投資 (設置費および試運転費を含む) が 15 億パーツ以上であること。
4.2.4.3 フレキシブルプリント基 板、多層プリント基板また はその部品の製造	
4.2.5.1 大規模投資となる一般プ リント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製 品の製造	1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。 2. 製造に使用される機械投資 (設置費および試運転費を含む) が 5 億パーツ以上であること。
4.2.5.2 ライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用す る一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジ ェクトに PCBA の製造工程 を有す製品の製造	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。
4.2.6.1 1 種類以上の印刷用インク を使用するプリンテッド エレクトロニクスの製造	
4.2.6.2 1 種類の印刷用インクを使 用するプリンテッド エレ クトロニクスの製造	
4.2.7.1 Solid State Drives の製 造	1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	2. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
4.2.7.2 先進技術 HDD および／またはその主要部品	1. HDD 製造はデータ面密度 (Areal Density) が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上であること。 2. Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造を奨励対象外とする。 3. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
4.2.7.3 HDD および／またはその主要部品	1. HDD および／またはスピンドルモータ、サスペンション、ヘッドジンバルアセンブリ、ボイスコイルモーターなどの主要部品を製造すること。 2. Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造を奨励対象外とする。 3. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
4.2.7.4 HDD の他の部品の製造 例：Top Cover、Base Plate、Pin、および Filter	
4.2.7.5 外付け HDD および USB フラッシュドライブなどの他の記憶装置の製造	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。
4.2.8.1 セル製造工程を有する場合の高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造	1. 以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密度蓄電池を製造すること。 1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 150 Wh/kg 以上であること。 2) 充電回数 (Cycle) が 500 回以上であること。 2. 国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90%の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。
4.2.8.2 モジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する場合	1. 以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密度蓄電池を製造すること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
の高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造	1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 150 Wh/kg 以上であること。 2) 充電回数 (Cycle) が 500 回以上であること。 2. 国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90% の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。
4. 2. 8. 3 モジュールを導入しバッテリーパックを製造する場合の高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造	以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密度蓄電池を製造すること。 1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 150 Wh/kg 以上であること。 2) 充電回数 (Cycle) が 500 回以上であること。
4. 2. 8. 4 スーパーキャパシタの製造	以下の通りに委員会が同意した特性を持つスーパーキャパシタを製造すること。 1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 10,000 W/kg 以上であること。 2) 充電回数 (Cycle) が 10,000 回以上であること。
4. 2. 9. 1 フラットパネルディスプレイまたはその主要部品の製造	1. バックライトパネル、拡散板 (Diffuser)、LCD フィルム、電極 (Electrode)、偏光フィルム (Polarizing Film) などフラットパネルディスプレイまたはその主要部品の製造すること。 2. 委員会が同意した製造工程を有すること。
4. 2. 10 電磁製品 (Electro-Magnetic Product) およびその部品の製造	
4. 2. 11. 1 光ファイバー (Optical Fiber) の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。
4. 2. 11. 2 光ファイバー、光学デバイス、および電気光学デバイスの部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。
4. 2. 11. 3 同プロジェクト内に金属または電気伝導体の成形に続く成形工程を有するその他の周辺機器の部品および通信ケーブル製造	

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
4. 2. 12. 1 太陽電池および/ または 太陽電池原材料の製造	委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること。
4. 2. 12. 2 同一プロジェクトで製造 する太陽電池からのソー ラーパネルの製造	委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること。
4. 2. 13. 1 大規模投資となるスマー ト・エレクトロニクス・ アプライアンスおよびス マート・エレクトロニク スの製造 (Smart Electrical Appliances and Smart Electronics)	<ol style="list-style-type: none"> 1. スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスは以下の性質を有しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 主要部品としてデータ検出・受信ができる電子部品を有する。 - ワイヤレス通信システムを通じて他の装置もしくは機器、またはネットワークに接続することができる。 - その装置もしくは機器の本体にオペレーティングシステムまたは処理システムが組み込まれる。 2. 電源プラグ、照明器具および電球の製造を奨励対象外とする。 3. 機械投資（設置費および試運転費を含む）が 15 億パーツ以上であること。 4. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装（Surface Mount Technology）技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。
4. 2. 13. 2 スマート・エレクトロニ クス・アプライアンスおよ びスマート・エレクトロニ クスの製造 (Smart Electrical Appliances and Smart Electronics)	<ol style="list-style-type: none"> 1. スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスは以下の性質を有しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 主要部品としてデータ検出・受信ができる電子部品を有する。 - ワイヤレス通信システムを通じて他の装置もしくは機器、またはネットワークに接続することができる。 - その装置もしくは機器の本体にオペレーティングシステムまたは処理システムが組み込まれる。 2. 電源プラグ、照明器具および電球の製造を奨励対象外とする。 3. <u>追加恩典</u> 同一プロジェクトにライン全体で表面実装（Surface Mount Technology）技術を使用する

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	PCBA 組み立て工程を有する場合、さらに1年間法人所得税を免除する。
4.2.14.1 同一プロジェクトで製造するPCBAからのオーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) およびその部品の	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用するPCBA 組み立て工程を有すること。
4.2.14.2 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) およびその部品の製造	
4.2.15.1 同一プロジェクトで製造するPCBAからの事務用電子機器およびその部品の製造	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用するPCBA 組み立て工程を有すること。
4.2.15.2 事務用電子機器およびその部品の製造	
4.2.16.1 光モジュール、光デバイス、電気光学モジュールまたは電気光学デバイスの製造	以下のいずれか一つの製造工程を有すること。 1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用するPCBA 組み立て工程 2. 光チップの溶接組立工程
4.2.16.2 同一プロジェクトで製造するPCBAを使用するまたは部品の成形工程を有するオフィスおよび家庭用ネットワークデバイスの製造 例：ルーター、アクセスポイント、ネットワークスイッチ、リピーター、エクステンダー、ゲートウェイ	以下のいずれか一つの製造工程を有すること。 1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用するPCBA 組み立て工程 2. 部品の成形工程
4.2.16.3 オフィスおよび家庭用ネットワークデバイスの製造 例：ルーター、アクセスポイント、ネットワークスイッチ、リピーター、エクステンダー、ゲートウェイ	
4.2.17.1 同一プロジェクトで製造するPCBAを使用するまた	以下のいずれか一つの製造工程を有すること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
は部品の成形工程を有する 電子測定機器およびその部 品の製造	1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程 2. 部品の成形工程
4. 2. 17. 2 電子測定機器およびその 部品の製造	
4. 2. 18. 1 操作制御プログラムがあ る電源、コンバーター、イン バーターまたは充電器の 製造	以下の製造工程を有すること。 1. プリント基板のパターン設計 (PCB Design) 2. 同一プロジェクトで操作制御プログラムをインス トールすること
4. 2. 18. 2 操作制御プログラムを有 する電源、コンバーター、 インバーターまたは充電器 の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。
4. 2. 19 製造にマイクロテクノロジー を使用した製品の製造	以下の性質をいずれか一つ有しなければならない。 1. 微小電気機械システム (Microelectromechanical Systems: MEMS)、マイクロエレクトロニクス、マ イクロセンサーなどの微細加工技術 (Microfabrication Technology) を使用した製品 であり、またはマイクロコイル、マイクロマグネ ット、マイクロコンポーネント、マイクロロータ ー、マイクロセラミック、ブラシレスモーターな どの、製造にマイクロテクノロジーを使用した製 品であること。 2. プロジェクトで製造される主要機械は、国際公差 等級 (IT) に準拠し IT5 を超えないよう、作品の 製造ができること。
4. 3. 1 電気製品の製造 (Electrical Appliance)	1. エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機を製 造すること。 2. エネルギー省の高効率規格 (省エネラベル 5 番) または他の同等のエネルギー効率規格を得る 商品であること。
4. 3. 2. 1 同プロジェクト内に金属ま たは電気伝導体の成形に続く 成形工程を有する周辺機器の 部品および電線の製造	
4. 3. 3 変圧器の製造	コイル巻き上げ工程を有すること。
4. 3. 4. 1 成形工程を有する遮断器 の製造	成形工程を有すること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
4.3.5 電気製品用コンプレッサーおよび/またはモーターの製造	プロジェクトにコイル巻き上げ工程またはステーターもしくはローターの製造工程を有すること。
(4) デジタル産業クラスター	
8.1 ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奨励申請後の追加雇用である情報技術分野のタイ人人員の給与費用から計算されるプロジェクトの最低投資金額は、年間 150 万バーツ以上であること。 2. 事務局が指定する、タイ国内においてソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発プロセスを有すること。 3. 既存または中古の機械使用が許可される。 4. 本業種への投資奨励には、あらゆる卸売業および小売業は含まない。 5. 恩典行使申請をする年に実際に発生する支出リストから各年の法人所得税の免除恩典行使の上限額を次のように定める。なお、当該費用の 100% を上限として法人所得税免除金額を計算する。 <ul style="list-style-type: none"> - 奨励申請日前の情報技術分野のタイ人人員雇用に比較して増加する情報技術分野のタイ人人員雇用から計算される追加雇用となる情報技術分野の人員給与費用。 - 情報技術開発に関連するコースでのタイ人人員のスキルを向上させるための研修・訓練費用。 - ISO29110 または CMMI レベル 2 以上の規格に定める品質システム認定証明書またはそれらに相当する国際規格の認定証明書を取得するための費用。
8.2.1 データセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居した顧客に、サーバーのコ・ロケーションサービス (Server Co-location)、マネージドサービス (Managed Service)、サーバーのバックアップサービス、災害復旧サービス (Disaster Recovery Services: DRS)、データホスティング (Data Hosting) などのサービスを提供すること。 2. データセンター用の面積が 3,000 平方メートル以上あること。 3. 国内・国際通信センターからデータセンターを結ぶ主要な高速通信システムを最低 4 回線有すること。国内通信システムは、速度が 10 Gbps 以上で

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	<p>最低3回線を有し、システム全体の合計速度は60 Gbps以上であること。</p> <p>4. メンテナンス中またはシステム内の機器交換中にもサービスを継続して提供できること。 (Concurrently Maintainable)</p> <p>5. データセンター全体の電力需要に対応できる連続定格 (Continuous Rating) のエンジン発電機 (Engine Generator) システムを有すること。また、いずれのエンジン発電機が故障または停止した場合におけるバックアップシステムを有すること。</p> <p>6. UPS、IT 冷却、UPS 冷却のバックアップデバイスまたはバックアップシステムを有し、サービスに影響がないように、メインデバイスに動作不良発生の際、直ちに作動すること。</p> <p>7. 配電システムにおいてバックアップ用の独立配経路を有すること。</p> <p>8. 機器の破損または作動停止による損害リスクを防ぐためのフェイルセーフシステムを有すること。</p> <p>9. 高効率の空調システムおよびそのバックアップシステムを有すること。</p> <p>10. 全域に防火システムを有すること。</p> <p>11. 24時間のセキュリティシステムを有すること。</p> <p>12. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、ISO/IEC27001 (データセンター) の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。</p>
8.2.2 クラウドサービス (Cloud Service)	<p>1. ISO/IEC27001 (データセンター) の認証を取得した国内にある2カ所以上のデータセンターに立地すること。</p> <p>2. 各センターと中央データセンター間の接続速度は全て10 Gbps以上であること。また同程度のバックアップ接続も有すること。</p> <p>3. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、ISO/IEC27001 (クラウドセキュリティ) と ISO/IEC20000-1 (クラウドサービス) の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。</p>

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
8.2.3 国際高速海洋通信回路回線サービス	奨励申請前に、放送委員会（BC）および国家放送通信委員会（NBTC）より国際高速海洋通信回路回線サービスの許可を得ること。
8.3.1 イノベーション・パーク （Innovation Park）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高速光ファイバー通信システム（FTTX）、連続型予備電気供給システム、空調システム、消火および災害防止システムなどの公共施設に投資または提供すること。 2. 委員会が同意したイノベーション開発のためのインキュベーター計画を有すること。 3. エコシステム（Ecosystem）もしくはテクノロジーコミュニティを設ける計画を有する。また、プロトタイプ（Prototype）開発のためのエリアおよび設備が揃っていること。 4. センターでは事業運営およびイノベーション開発に関する助言の専門家（Mentor）を有すること。 5. 1,000 平方メートル以上のサービスエリアを有すること。
8.3.2 メーカー・スペース（Maker Space）またはファブリケーション・ラボラトリー （Fabrication Laboratory） 事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. イノベーションを創出またはプロトタイプを作成するための研究開発室を有すること。 2. プロトタイプを開発するための基本道具または設備を提供すること。例としては、CNC マシン、3D プリンター、ウォーター・ジェット、ツーリング、人工知能開発のためのソフトウェア・ツール、ペトリ皿、化学薬品ミキシング器具など。 3. イノベーションまたはプロトタイプ開発に関するメンター（Mentor）を有すること。 4. 高速光ファイバー通信システム（FTTX）、連続型予備電気供給システム、空調システム、消火および災害防止システムなどの公共施設を提供すること。
8.4.1 スマートシティ地域開発事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 光ファイバー（Fiber Optic）、公衆無線 LAN（Public Wifi）などのスマートシステムに対応できる通信インフラが揃っていること。 3. スマート環境（Smart Environment）サービスを提供し、以下の他の 6 つのスマートシステムサービスのうち少なくとも一つのサービスを提供すること、スマートモビリティ（Smart Mobility）、スマート人材（Smart People）、スマート生活

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	<p>(SmartLiving)、スマート経済 (Smart Economy)、スマートガバナンス (Smart Governance) 並びにスマートエネルギー (Smart Energy)</p> <p>4. 情報収集および管理システムを有すること。スマートシティ域内でマネジメントやサービス提供のための情報の連携または共用をする。(Open Data Platform)</p> <p>5. 投資奨励申請書提出の前に、スマートシティ開発関係委員会または機関の同意を得ること。</p> <p>6. 地域開発の目的に合致する目標を設定し、実施すること。</p> <p>7. 地元住民の意見を受け入れる過程を有し、地元住民参加型の計画を提案すること。</p>
8.4.2 スマートシティのシステム 開発事業	<p>1. 委員会が指示した以下のスマートシティサービスの内に適切な一つまたは多数のサービスを開発、設置・据え付け、提供すること。スマートモビリティ (Smart Mobility)、スマート人材 (Smart People)、スマート生活 (Smart Living)、スマート経済 (Smart Economy)、スマートガバナンス (Smart Governance)、スマートエネルギー (Smart Energy) 並びにスマート環境 (Smart Environment)</p> <p>2. スマートシティ開発関係委員会または機関が同意したスマートシティ開発のプロジェクトの一部として見做されること。</p>
(5) 創造産業クラスター	
9.1 創造的な製品設計・開発サービス	<p>1. 以下の二つの要素が揃っていること。</p> <p>1.1 設計用の情報システム</p> <p>1.2 コンセプトデザインとコンセプトのプロトタイプ (見本) 作成システム</p> <p>2. 以下のシステムの中でどれか一つを有すること。</p> <p>2.1 エンジニアリングデザインシステム</p> <p>2.2 プロトタイプ作成システムと性能試験システム</p> <p>2.3 プロトタイプ標準試験システムとユーザー検収テストシステム</p> <p>3. 全従業員の内 70%以上がタイ人であること。</p> <p>4. 創造的な製品設計・開発担当者の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または事業</p>

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	に直接関連する最低投資金額（土地代および運転資金を除く）が100万バーツ以上であること。
9.2 特殊繊維（工業用繊維 Technical Fiber あるいは機能性繊維 Functional Fiber）の製造	タイ繊維産業機構（Thailand Textile Institute）やタイ国家イノベーション庁（National Innovation Agency）などの関係機関からの同意を得ること。
9.3 特殊糸または布（機能性糸 Functional Yarn または機能性布 Functional Fabric）の製造	タイ繊維産業機構（Thailand Textile Institute）やタイ国家イノベーション庁（National Innovation Agency）などの関係機関からの同意を得ること。
9.4 リサイクル繊維（Recycled Fiber）の製造	タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。
9.6 漂白、染色および仕上げ、または印刷および仕上げ、または印刷	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工業省の定める布告に基づいた廃棄物処理システムおよび環境保護システムを有する工業団地、または投資奨励された工業区、または工業省が定める第30条に基づく工業区に工場を設立または拡張すること。 2. 第1項の地域に立地しない場合は、環境影響を低減する措置を有する条件で既存工場の拡張のみ許可する。 3. 衣類・家庭用繊維産業用のデジタル印刷（Digital Printing）の場合は、すべての地域に立地することが可能である。 4. 産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）に基づく環境影響低減の投資奨励申請の場合は工業団地、または奨励された工業区、または工業省が定める第30条に基づく工業区に立地しているか否かを問わず、既存の工場に立地してもよい。 5. いずれの場合も環境に優しい技術を使用すること。
9.9 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプの製造	
9.15 タイ映画の制作	タイ映画の制作は、映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーションの制作を含め、広告の制作を除く。
9.16 映画制作向けサービス	映画制作向けサービスは映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、コマーシャル制作サ

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	<p>ービスで、サービス範囲が以下のいずれか一つとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 映画撮影機および/ または映画撮影機材のレンタルサービスは、映画撮影用のカメラ、カメラ動作補助機、映画撮影用照明機材などの主要な機材を有すること。 2. フィルム現像・印刷、またはファイル複製サービスは、フィルム現像機、フィルム印刷機、デジタルファイルの複製機などの主要な機材を有すること。 3. 録音サービスは、デジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーなどの主要な機材を有すること。 4. 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像制作用機械・機材を有すること。例えば、編集機、デジタル合成や特殊効果の制作機などの主要機器や機械を有すること。 5. タイで撮影する海外映画制作のためのコーディネーション・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡、撮影場所探し、スタッフの手配、撮影機材の手配などのサービスを含む。 6. 標準的な室内・屋外映画撮影やテレビ番組制作スタジオのレンタルサービス。
9.17 映画工業団地または工業区 (Movie Town)	<p>映画工業区内に以下の設備を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標準的な室内・屋外映画撮影スタジオおよび/ またはテレビ番組の収録・撮影設備。 2. 特殊効果、コンピュータによるアニメーション制作、映画用サウンドラボなどの撮影後のサービスエリア。
(6) 観光業・ウェルネスツーリズムクラスター	
2.2.1.3 タイ伝統医療または応用 タイ伝統医療センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。 2. 資格基準規則または厚生省のその他の関連基準を満たさなければならない。
10.8.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	他者がサービス提供のために使用するための船のレンタルを奨励対象外とする。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
10.8.2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。
10.8.3 遊園地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バーツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。
10.8.4 タイ芸術文化センターまたはタイ美術工芸展示場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が3千万バーツ以上であること。 2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。 3. タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有すること。
10.8.5 野外動物園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バーツ以上であること。 2. 土地面積が500ライ以上であること。 3. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 4. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の15%以上とすること。
10.8.6 博物館	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が3千万バーツ以上であること。 2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。
10.8.7 カーレース場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が10億バーツ以上であること。 2. サーキット（Circuit）の国際自動車連盟（FIA）または国際モーターサイクリズム連盟（FIM）から規格の認定を取得すること。 3. 他のレース場、例えば、ドラッグレース場、ドリフト走行レース場、スーパークロスレース場がある場合、同格の規格又は国際基準またはガイドラインに従って、建設すること。 4. 近隣住民に対する危険及びトラブルに対する予防、管理措置を有すること。
10.8.8 観光用ケーブルカーまたはトラムカー事業	投資金額（土地代および運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。
10.8.9 クルーズ・ターミナル (Cruise Terminal)	1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。

ターゲット産業クラスター/ 対象業種	条件
	2. クルーズと観光客の受け入れに必要な設備や施設が有すること。例えば、乗客の待機場所（旅客ターミナル）、通関や入国の手続きを済ませる場所など。
10.8.10 大型で有益な観光地事業	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。 2. 観光地の種類および構成要素は委員会または関係政府機関の同意を得ること。 3. サービス提供には主にテクノロジーを使用すること。
10.9.1 ホテル事業	1. 部屋数および投資金額は以下の通り。 1.1 部屋数が100室以上である場合、投資金額（土地代および運転資金を除く）は1室あたり200万バーツ以上であること。 1.2 部屋数が100室未満である場合、投資金額（土地代および運転資金を除く）は5億バーツ以上であること。 1.3 中小企業（SMEs）向け投資奨励措置に基づき奨励を取得する場合、部屋数が20室以上、99室以下で、投資金額（土地代および運転資金を除く）は1室あたり100万バーツ以上であること。 2. 事務局が定めた基準を満たすホテルであること。 3. チェンライ県、ランプーン県、ランパーン県、チュンポーン県、ラノーン県、ナコーンシータマラート県に事業所を設立すること。
10.9.2 コンベンションホール	1. 4,000平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は3,000平方メートル以上であること。 2. 適切な施設および設備を有すること。 3. 設計図について、委員会の同意を得ること。
10.9.3 国際展示場	1. 室内展示場が25,000平方メートル以上あること。 2. 全展示場に商談室を設けること。